5-6. 財団法人 日本鯨類研究所 (英名: Institute of Cetacean Research) 設立 趣意書

国際捕鯨取締条約による商業捕鯨の一時中止、流し網漁業等に対する規制等海産ほ乳類の保存管理に関する問題は我が国漁業を取り巻く国際環境を極めて複雑なものとしている。特に米国においては、海産ほ乳類保護法の制定、流し網規制法案の議会提出等海産ほ乳類保護のための規制措置が相次いでおり、さけ・ます漁業を始めとする我が国漁業は重大な岐路に立たされている。諸外国においては、海産ほ乳類の保存管理を促進するため今後も更に規制を強化すると考えられ、我が国はこれらの問題により一層的確に対応していくことが迫られている。

一方で、従来、海産ほ乳類に関する調査は、漁業の対象である鯨類の調査、漁業の対象外である鯨類の調査、鯨類以外の海産ほ乳類の調査等につき、必要に応じて、国、公益法人、大学等が個々に行ってきたのが実状である。しかしこれらの調査は国際会議の場で総合的に議論される等相互に密接な関係を有しており、海産ほ乳類の調査をその中心的存在となって行う研究機関の整備を早急に実現する必要がある。

このような状況にかんがみ、海産ほ乳類に関する調査研究、海産ほ乳類に関する資料の収集及び提供、海産ほ乳類に関する国際情勢に関する調査等を実施し、海産は乳類の適切な保存管理の下、水産資源の適切な管理と利用に寄与し、併せて我が国漁業の健全な発展を実現するため財団法人日本鯨類研究所を設立するものである。

5-7. 財団法人 日本鯨類研究所 寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 本研究所は、財団法人 日本鯨類研究所(英文名は、「Institute of Cetacean Research」とする。以下「本研究所」という。)という。

(事務所)

第2条 本研究所は、事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 本研究所は、鯨類その他の海産哺乳類に関する試験研究及び調査並びに鯨類その他の海産哺乳類に係る国際情勢に関する調査等を行うことによりもって水産資源の適切な管理と利用に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 鯨類その他の海産哺乳類に関する試験研究及び調査
 - (2) 鯨類その他の海産哺乳類に関する資料の収集及び提供
 - (3) 鯨類その他の海産哺乳類に係る国際情勢に関する調査及び情報収集並びに提供
 - (4) その他、本研究所の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第5条 本研究所の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立時における財産目録に記載された財産
 - (2) 資産から生じる収入
 - (3) 寄附金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 賛助会費
 - (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 本研究所の資産は、基本財産、普通財産、特別基金財産とする。

(基本財産)

- 第7条 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立時の財産目録に基本財産として記載された財産
 - (2) 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 2 基本財産は、理事会の定めるところにより、理事長がこれを管理する。

(普通財産)

- 第8条 普通財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産から生ずる収入及び特別基金財産から生ずる収入のうち第9条の業務方法書において定めたもの
 - (2) 寄附金(第7条第1項第2号及び第9条第1項第1号に掲げるものを除く。)
 - (3) 本研究所の資産であって、基本財産及び特別基金財産以外のもの

2 普通財産は、理事会の定めるところにより、理事長がこれを管理する。

(特別基金財産)

- 第9条 特別基金財産は、第4条第1号の調査のうち、国際条約に関連して理事長が理事会の承認を得て、特に必要があると認めて実施する調査(以下「特別調査」という。)に充当するための財産で、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 特別基金財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会で特別基金財産に繰り入れることを議決した財産
 - (3) 前2号の財産から生ずる収入
- 2 特別調査の実施並びに特別基金財産の運用及び処分については、業務方法書において別に定める。
- 3 業務方法書の制定及び変更に当たっては、農林水産大臣の承認を受けなければならない。 (基本財産の処分)
- 第10条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本研究所の事業遂行上やむを得ない 理由があるときは、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け てその一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

- 第11条 本研究所の経費は、普通財産及び特別基金財産をもって支弁する。
- 2 特別調査に係る経理については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。 (借入金)
- 第12条 本研究所は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、 その事業年度内において普通財産をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。
- 2 本研究所は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決 を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業年度)

第13条 本研究所の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年の9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第14条 理事長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、理事会の議
- 決を経て、農林水産大臣に提出しなければならない。

(暫定予算)

- 第15条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、 予算成立の日まで前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、収入支出をすることができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び収支計算書等)

- 第16条 理事長は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 財産目録
 - (5) 貸借対照表
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。
- 3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、理事会の議決を経て、これを農林水産大臣に提出しなければならない。
- 4 理事長は、第1項の書類及び第2項の監査報告書を事務所に備え付けておかなければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

- 第17条 本研究所に、次の役員を置く。
 - (1) 理事8人以上12人以内
 - (2) 監事1人又は2人
- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうちから理事長1人及び専務理事1人を互選する。
- 5 理事のうち、同一の親族(3 親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 6 理事のうち、本研究所を所管する官庁の出身者が占める割合は、理事現在数の3分の1以下とする。
- 7 理事のうち、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。

(役員の職務)

- 第18条 理事長は、本研究所を代表し、その業務を総理する。
- 2 専務理事は、理事長を補佐し、事務局を統括して本研究所の業務を掌理し理事長に事故あるときはその職務を代理 し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
- 4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

- 第19条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

- 第20条 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 (解任)
- 第21条 役員は、本研究所の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、理事会及び 評議員会の現在数の3分の2以上の多数による議決を経て、解任することができる。
- 2 前項の規定により役員を解任する場合は、その理事会及び評議員会の開催の10日前までに当該役員に対してその旨 書面をもって通知し、かつ、理事会及び評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

- 第22条 役員は無報酬とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、理事会の議決を経て、報酬を支払うことができる。 (顧問及び参与)
- 第23条 本研究所に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、本研究所の業務並びに運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応ずる。

第4章 理事会

(構成)

- 第24条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(招集)

- 第25条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- 3 定例理事会は、毎年2回これを開催する。
- 4 臨時理事会は、次の場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事2名以上、又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 5 理事会の招集は、少なくともその開催の日の7日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面 をもって通知しなければならない。

(権能)

- 第26条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支計算に関する事項
 - (2) 基本財産に関する事項
 - (3) 寄附行為の変更に関する事項
 - (4) 解散及び解散に伴う残余財産の処分に関する事項
 - (5) その他本研究所の業務及び運営に関する重要事項
- 2 前項第1号から第4号までの事項は、評議員会に付議した後これをするものとする。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

- 第30条 やむを得ない事由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。2前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに本研究所に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本研究所に提出しなければならない。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちから、その理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席理事(書面表決者及び表決委任者を含む。)の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 評議員及び評議員会等

(評議員)

- 第32条 本研究所に、評議員8人以上12人以内を置く。
- 2 評議員は、学識経験者の中から理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 第19条から第21条までの規定は、評議員について準用する。

(評議員会)

- 第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本研究所の運営に関し、理事長の付議する事項について審議し、又は理事長に対して意見を述べることができる。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会の議長は、その都度評議員会で互選する。
- 5 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(規定の準用)

- 第34条 第25条第5項及び第28条から第31条までの規定は、評議員会について準用する。
- この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

- 第35条 理事長は、本研究所の業務の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは理事会の議決を経て、専門委員会を 置くことができる。
- 2 専門委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうち理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第6章 事務局等

(事務局)

- 第36条 本研究所の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に、職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

- 第37条 理事長は、事務所に、この寄附行為で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
 - (1) 寄附行為
 - (2) 理事、監事、評議員等及び職員の名簿及び略歴書
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (5) その他必要な書類及び帳簿

第7章 賛助会員

(賛助会員)

- 第38条 本研究所の目的に賛同するものは、本研究所の賛助会員となることができる。
- 2 賛助会員は、理事会で別に定めるところに従い、賛助会費を納めるものとする。
- 3 賛助会員に関する規程は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の 認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

- 第40条 本研究所は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定による場合のほか、理事会において、理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ解散することができない。 (残余財産の処分)
- 第41条 本研究所が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、本研究所と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第9章 雜 則

(細則)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、本研究所の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、本研究所の設立許可の日(昭和62年10月30日)から施行する。
- 2 本研究所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第15条の規定にかかわらず、設立発起人会において定めるところによる。
- 3 本研究所の設立当初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和63年9月30日までとする。
- 4 本研究所の設立当初の役員は、第17条第2項及び第4項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第19 条第1項の規定にかかわらず設立後、最初に開催される評議員会において選任された役員が就任するまでとする。
- 5 本研究所の設立当初の評議員は、第32条第2項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第32条第3項 で準用する第19条第1項の規定にかかわらず、設立後、最初に開催される理事会において選任された評議員が就任す るまでとする。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日(昭和63年11月24日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成元年3月31日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成8年11月29日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成11年10月20日)から施行する。

5-8. 一般財団法人日本鯨類研究所定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本鯨類研究所(英文名は、The Institute of Cetacean Research。略称は、ICR。)と称する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。 (目的)
- 第3条 この法人は、鯨類その他の海産哺乳類に関する試験研究及び調査並びに鯨類その他の海産哺乳類に係る国際情勢に関する調査等を行うことにより、もって国際的な水産資源の適切な管理と利用に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 国際的な水産資源の適切な管理と利用のための鯨類その他の海産哺乳類に関する試験研究及び調査
 - (2) 鯨類その他の海産哺乳類に関する資料の収集及び提供
 - (3) 鯨類その他の海産哺乳類に係る国際情勢に関する調査及び情報収集並びに提供
 - (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産、特別基金財産、その他財産の3種類とする。 (基本財産)

第6条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

(特別基金財産)

- 第7条 特別基金財産は、第4条第1号の調査のうち、国際条約に関連して理事長が理事会の承認を得て、特に必要があると認めて実施する調査(以下「特別調査」という。) に充当する ための財産で、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 特別基金財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会で特別基金財産に繰り入れることを議決した財産
 - (3) 前2号の財産から生ずる収入
- 2 特別調査の実施並びに特別基金財産の運用及び処分については、理事会で定めた業務方法書 において別に定める。
- 3 業務方法書の変更に当たっては、農林水産大臣の承認を受けなければならない。 (その他財産)
- 第8条 その他財産は、基本財産及び特別基金財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第9条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって、適正に維

持及び管理しなければならない。

2 基本財産の一部を処分又は担保に提供しようとするとき並びに基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会において、決議に加わることのできる理事及び評議員の3分の 2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(財産の管理・運用)

第 10 条 この法人の財産の管理・運用方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第12条 この法人の事業計画書及び収支予算書(以下「事業計画書等」という。)は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の事業計画書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 13 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

- 第14条 この法人は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会及び評議員会において議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ手続きを行わなければならない。

第3章 評議員

(評議員)

第15条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 16 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般 法人法」という。) 第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員は、この法人の理事及び監事若しくは使用人を兼ねることはできない。 (権限)

第17条 評議員は評議員会を構成し、第20条2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令 に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第 18 条 評議員の任期は、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 15 条に定める定数に足りなくなったときは、任期の満了又は辞任により退任 した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。 (報酬等)
- 第19条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を越えない範囲で、評議員会において別に 定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第4章 評議員会

(構成及び権限)

- 第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事、監事及び評議員の報酬等の額及び支給基準
- (3) 一般法人法第198条で準用する第113条に規定する役員の損害賠償責任の一部免除
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

- 第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の 招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。 (招集の通知)
- 第23条 理事長は、評議員会の開催の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

- 第25条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3 分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 理事、監事及び評議員の報酬等の額及び支給基準
 - (3) 一般法人法第198条で準用する第113条に規定する役員の損害賠償責任の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選定する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

- 第26条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案 について、その事項の議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同 意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。 (報告の省略)
- 第27条 理事が、評議員全員に対して、評議員会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人がこれに記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第29条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条で準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事若しくは使用人を兼ねることはできない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事(公益法人を除く)又は使用人である者その他これに準ずる相互に密

接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事に ついても同様とする。

(役員の職務及び権限)

- 第 31 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務 を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し 専務理事等は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担して執行する。
- 3 理事長、専務理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の 状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第33条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事は、第 29 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有 する。

(役員の解任)

- 第 34 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第 35 条 理事及び監事には、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額 を、報酬として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

- 第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引の重要な事実を開示し、理事 会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること。その他理事以外の者との間におけるこの 法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任の一部免除)

第37条 この法人は、役員の一般法人法第198条において準用される第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の損害賠償責任について、法令で定める要件 に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することがで きる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上で予め定めた額と法令に定 める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

- 第38条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。
- 3 顧問は、理事会において学識経験者のうちから選任する。
- 4 顧問の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 5 顧問には、報酬及びその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第40条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、専務理事の選定及び解職
 - (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務の執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令等及び定款に適合することを確保するための 体制その他この法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法令で定める体 制をいう。)の整備

(種類及び開催)

- 第41条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は、理事会の招集を請求した理事が理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その 請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集する。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ること なく理事会を開催することができる。

(議長)

第 43 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に 事故あるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 44 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 45 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、その事項の議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

- 第 46 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したとき は、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第31項3号の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

- 第48条 この法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は理事会において専門的な知識を有する者のうちから選任する。
- 3 委員会の任務は、調査副産物の販売に関する提言又は助言とする。
- 4 委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 49 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第16条第1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第 50 条 この法人は、一般法人法第 202 条に規定する事由その他法令で定められた事由によっ

て解散する。

(残余財産の帰属等)

- 第 51 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地 方公共団体に贈与するものとする。
- 2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 事務局その他

(事務局)

- 第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員の任免は、理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(委任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決 を経て、理事長が定める。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

- 第54条 この法人の主旨に賛同し、後援する法人又は個人を賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める「賛助会員に関する規程」による。

第11章 情報開示等

(情報公開等)

- 第 55 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務諸 表等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開に関する規程による。

(個人情報の保護)

- 第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆が見やすい場所に掲示する方法によって行う。

附則

- 1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。) 第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2. この法人の最初の理事長は藤瀨良弘とする。
- 3. 整備法 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法 人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 11 条の規定に係わらず、解散 の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

(改正の時期)

この改正は、平成28年12月1日より実施する。

附 則

(改正の時期)

この改正は、平成30年3月1日より実施する。

編集後記

昨年、当研究所は創立30年の節目の年を迎えることが出来ました。その後、当研究所大隅名誉顧問から記念誌作成の 発案があり、三十年誌編纂に向けて編集委員会を立ち上げ、多忙な中所員全員が文章や資料作成に携わり作業を進めて まいりました。また、公務ご多忙にも関わらず水産庁長谷長官、大日本水産会白須会長及び日本捕鯨協会山村会長は、 突然の祝辞執筆依頼に快くご承諾いただき、大変温かい祝辞をいただきました。

本誌の作成にあたっては、当研究所の根幹である鯨類捕獲調査事業のみならず、三十年間当研究所が行ってきた調査研究やその他の事業を記録に残すことを目標としました。大型鯨類の資源管理や持続的利用の推進に向けて、当研究所がどのような活動をしてきたのかが分かる資料になったものと考えています。

野生生物を利用することは、昔からの人間が行ってきた営みです。特に鯨は、暗い夜を灯す油として、また産業革命における動力源として重要な資源であり、各国が競って捕鯨を行いました。このため、より大型の鯨類から乱獲され、資源量が激減した鯨種もいました。現在ではそれらの鯨資源も徐々に回復してきたことが報告されていますが、そのような過ちを二度と起こさないために、きちんと鯨資源を管理し、資源量が減少しないように生物資源の余剰生産部分のみを利用するという考えは、とても重要なことだと思います。

毎年同じ海域で地道に調査研究し、成果を淡々と発表してきた当研究所研究者達の努力が30年続いてきたことを大変 誇らしく思うと同時に、今後も鯨類の資源管理に向けてたゆまぬ努力を重ねていくことの果てしなさに目眩を感じなが らも、人間にとっても鯨類にとっても、とても大事な事業に携わっているのだと、三十年誌を作成しながら改めて認識 することが出来ました。

最後に当誌の編集にあたり、お忙しい中原稿をお寄せいただきました皆様方、当誌作成に終始ご尽力いただいた藤瀬、 大隅、田村、林、ゴメス、小野、田口、井上及び武井編集委員に心から感謝申し上げます。

2018年10月

「三十年誌」編集委員会事務局 久場 朋子

日本鯨類研究所三十年誌

発行日 2018年10月29日

発行人 一般財団法人 日本鯨類研究所

発 行 一般財団法人日本鯨類研究所

〒 104–0055

東京都中央区豊海町4-5

豊海振興ビル5階

URL https://www.icrwhale.org/

MAIL webmaster@icrwhale.org

製 作 株式会社 国際文献社

ISBN 978-4-902590-82-1

